

広島県告示第五百五十八号

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第四条の四第二項の規定によって、次のとおり指定試験機関の主たる事務所の所在地及び試験事務を取り扱う事務所の所在地を変更する旨の届出があった。

平成二十四年六月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名称	主たる事務所の所在地及び試験事務を取り扱う事務所の所在地		変更年月日
	新	旧	
財団法人行政書士試験研究センター	東京都千代田区一番町二五番地	東京都千代田区日比谷公園一番三号	平成二十四年四月二三日